

水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、水素エネルギーや燃料電池等に関する技術開発や実用化を促進するため、静岡県内において「水素新技術開発推進事業」（以下、「補助事業」という）を行う県内企業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において補助事業とは、水素エネルギーや燃料電池等に関する先進的な技術開発のうち、事業化により静岡県に経済効果を創出する見込のある技術開発であって、山梨県企業・大学等との共同研究による事業をいう。
- (2) この要綱において「県内企業等」とは、静岡県内に主たる事務所又は事業所を有し、以下に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）
 - ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの

第3 補助の対象経費

別表1に掲げるとおりとする。

第4 補助率及び補助限度額

別表2に掲げるとおりとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- ウ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (4) (3)の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて(4)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助事業により整備された施設の運営、貸与等により収益が生じたと認められる場合には、様式第6号による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。
- (7) 知事は、(6)の報告により、収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておき、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）との密接な関係を有する場合

第7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 事業計画変更承認申請書（様式第8号）
- イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類
- ウ その他必要と認める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第9号）
- イ 事業実績書（様式第10号）
- ウ 決算収支明細表（様式第3号）
- エ 取得財産等管理明細表（様式第7号）
- オ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 各1部

請求書（様式第11号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を消費税仕入控除税額等報告書(様式第12号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

別表 1

補助の対象	
補助対象経費の区分	内容
事業費	人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他補助事業を実施するために特に必要と認められる経費
業務管理費	旅費、会議費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を実施するために特に必要と認められる経費

補助対象経費として計上できない経費

- ア 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- イ 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があるので、相談すること。）
- エ その他事業に関係ない経費

別表 2

補助対象経費	補助率	補助限度額
研究開発助成	事業費の 3 分の 2 以内	10,000 千円
事業化助成	事業費の 2 分の 1 以内	

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

交 付 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

年度において水素新技術開発推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額

金額

円

(補助金所要額)

(補助金に係る消費税仕入控除税額)

(補助金額)

円 -

円 =

円

3 事業の目的及び内容

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業計画書

1 申請者の概要

名 称		代表者名・役職名	
本社住所	(〒 —)		
主たる事業所等	(〒 —) 事業所名：		
連絡担当者名	(電話・FAX番号)		
所属・役職名	(メールアドレス)		
設立年月日	年 月	主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)	
資本金	千円	主要製品 (加工内容)	
従業員数	人		
固有技術等			

※複数の企業等で共同申請する場合は、上記に代表の企業等を記入し、下記にその他構成企業等を記入すること（その他構成企業等に応じ、適宜追加すること）

その他構成企業等

名 称		代表者名・役職名	
本社住所	(〒 —)		
主たる事業所等	(〒 —) 事業所名：		
連絡担当者名	(電話・FAX番号)		
所属・役職名	(メールアドレス)		
設立年月日	年 月	主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)	
資本金	千円	主要製品 (加工内容)	
従業員数	人		
固有技術等			

2 事業内容

(1) 事業名
(2) 背景・現状
(3) 目的
(4) 内容
(5) 特徴 ※新規性や優位性等を記載
(6) 需要開拓 ※事業化した場合に想定される取引先業種、市場規模等を記載
(7) 事業目標及び産業への貢献 ※実施事業の定量的な目標（販売価格、数量、市場占有率等）とこれに伴う県の産業分野全体への貢献を記載

(8) 工程

※実施事業の工程について複数年度に及ぶ場合の全体工程及び補助金申請を行う当該年度の工程の明細を記載

①全体工程表

区分	期間	概要
<初年度目>		
<2年度目>		
<3年度目>		

②本年度の工程明細表

[illegible]

収 支 予 算 書 (決 算 収 支 明 細 表)

1 総括収支予算表 (当該年度分のみ)

収 入		支 出	
区 分	金 額(円)	区 分	金 額(円)
県 補 助 金			
自 己 資 金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計			
		合 計	

2 支出予算内訳 (当該年度分のみ)

(1) 総括表

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

(2) 経費区分ごとの内訳

<〇〇費>

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

<〇〇費>

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

<〇〇費>

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

<〇〇費>

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

<〇〇費>

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申請額	備 考
計				

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事 故 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者	所在地
	名 称
代表者	氏 名

水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱第6(2)に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1 事故の原因及び内容

2 事故に係る金額 円

3 事故に対して採った措置

4 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 5 号 (用紙 日本産業規格 A4縦型)

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱第 6 (4) に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日

処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 6 号 (用紙 日本産業規格 A4縦型)

収 益 状 況 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業について、
水素新技術開発推進事業費補助金交付要綱第 6 (6)に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知の日 金 円

年 月 日付け 第 号

2 報告期間 年 月 日～ 年 月 日

3 収益状況 (別紙)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(別紙)

1 收益状況

(単位：円)

補助事業により整備された施設等の名称	収益額	算出根拠

2 収益納付額の計算方法

$$\text{年度収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により整備された施設の運営、貸与等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

3 これまでの収益納付額

[illegible]

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第6に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は、本交付要綱第6(3)に定める期間を記載すること。

様式第 8 号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた水素新技術開発推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
- 5 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた水素新技術開発推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

2 提出書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 決算収支明細表（様式第3号）

3 事業完了年月日 年 月 日

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号 (用紙 日本産業規格 A4縦型)

事業実績書

1 実施した補助事業（要約）

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2 事業結果報告（詳細）

様式第11号 （用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた水素新技術開発推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者	所在地
	名 称
代表者	氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第12号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた水素新技術開発推進事業
費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | | |
| | 金 | 円 | |
| 3 | 消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | | |
| | 金 | 円 | |
| 4 | 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額) | | |
| | 金 | 円 | |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名